

令和 5 年 7 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 7 月 28 日（金曜日） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 中山 敏章

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 20 号 農用地利用集積計画の変更について
 報告第 21 号 農地法施工規則第 29 条の規定による農地転用届出について

議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
 議案第 62 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）
 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）
 議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
 議案第 65 号 農用地利用集積等促進計画について
 議案第 66 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
 議案第 67 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 7 月の行事实績と 8 月の行事予定を報告します。

(7 月の行事实績と 8 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 7 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は報告が第 19 号から第 21 号までの 4 件、議案が第 61 号から第 67 号までの 56 件合計 60 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 4 番吉村委員と 9 番河野委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 19 号～報告第 21 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 61 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 61 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 61 号 1 番朗読、他 12 件省略)

議長 ありがとうございます。

議長 では、審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 5 小委員会に付託されましたので 7 月 19 日に、
審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 61 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請につい
てです。

- 1 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 33,322 円。
- 2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 333,704 円。
- 3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 355,150 円。
- 4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 219,780 円。
- 5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 20,141 円。
- 6 番、知人からの贈与です。
- 7 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 302,564 円。
- 8 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 189,394 円。
- 9 番、申請地を購入しあらたに就農を図る、10a あたり 101,587 円。
- 10 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 302,515 円。
- 11 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 48,225 円。
- 12 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 98,200 円。
- 13 番、義父からの贈与で、新規就農を図るものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 7 月 21 日に行いました。その結果を報告します。
議案第 61 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてです。
14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 85,143 円です。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 61 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

議長 続きまして議案第 62 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 62 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 62 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 62 号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）を報告します。
1 番、中核農家で、5 年間です。

審議の結果、小委員会としては計画とおり許可することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 62 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（使用貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 63 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 63 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 63 号 1 番朗読、他 4 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いしますが、4 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 63 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。
4 番、10a あたり 3,552 円、10 年間です。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
4 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。

(〇〇委員入席)

議長 〇〇委員に報告します。案件について許可することに決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について、報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 続きまして報告いたします。
1 番、10a あたり 5,206 円、3 年間、再設定です。
2 番、10a あたり 7,673 円、3 年間、再設定です。
3 番、10a あたり 5,056 円、5 年間です。
5 番、10a あたり 12,195 円、3 年間、再設定です。
小委員会としては計画とおり決定することに判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 63 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 64 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 64 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

（議案第 64 号 1 番朗読、他 12 件）

議長 ありがとうございます。

（14 番挙手）

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 64 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

- 1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 290,698 円。
- 2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
- 3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
- 4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 450,000 円。
- 5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 13,650 円。
- 6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 16,276 円。
- 7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。
- 8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 484,809 円。
- 9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 500,000 円。
- 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 145,138 円。
- 11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 295,421 円。
- 12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
- 13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 103,734 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第 64 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権)に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので計画とおり決定します。

続きまして議案第 65 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 65 号農地利用集積等促進計画について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)を作成したので計画とおり承認する。

(議案第 65 号 朗読)

(14 番 挙手)

議長

はい、14 番

14 番

議案第 65 号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)です。

小林地区については 9 件、田が 22,911 m²、畑が 10,720 m²、計 33,631 m²です。

審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(17 番 挙手)

議長

はい、17 番

17 番

議案第 65 号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)野尻町区分です。

野尻町地区、8 件、田が 4,258 m²、畑が 34,441 m²、計 38,699 m²です。

審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画とおり承認することにしました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 65 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。
続きまして議案第66号農地法第5条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 66 号 1 番朗読、他 1 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 今月は、4 条、5 条の審査を第 4 小委員会に付託されました。7 月 20 日の審査をしたので報告いたします。
議案第 66 号農地法第 5 条の規定による所有権移転です。
1 番、堤の亀尾原です。建売住宅用地で、小林からホームセンター「やまさき」の方向かってへ右に入り、都城線の手前でした。2 種農地です。
2 番、須木の下田鶴園です。キャンプ場で追認申請で、2 種農地です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第号農地法66第5条の規定による許可申請書進達について意見を付して進達す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 67 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 67 号非農地証明願いを承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 67 号 1 番朗読、他 3 件)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 67 号非農地証明願いについて
1 番、真方因幡塚の坂元橋手前 の宅地です。
2 番、細野上ノ岡で、こばと保育園の一番奥で 2 種農地でした。もう 1 つは、南西方で、佃坂を上がりきって左に入って南体育館に行く所です。原野で 2 種農地です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 野尻町区分です。
3 番、申請人、農林水産省宮崎森林管理署です。宅地で 2 種農地です。農地以外の土地になっていますが、確認した所、営林署の建物が建っていました。
4 番、原野で 10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地で全て白地です。
小員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第 67 号農地証明願い承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので承認することに決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 10:30

令和 5 年 7 月 28 日定例総会

議事録署名

_____ 印

_____ 印